



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則	経 営 支 援 課
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	〃
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産 業 政 策 課
・森林病虫害等の防除命令（2件）	森 林 整 備 室
◎ 公 告	
・土地改良区の定款変更の認可	農 村 整 備 課
・測量の終了（7件）	建 設 企 画 課
◎ 人事委員会公告	
・長崎県職員採用試験（大学卒業程度）の実施	人事委員会事務局
・警察官Ⅰ類（男性）採用試験〔第1回〕の実施	〃
・長崎県警察官Ⅰ類（女性）採用試験〔第1回〕の実施	〃
◎ 正 誤	
・令和2年3月31日付け長崎県公報第10910号中	総 務 文 書 課

規 則

長崎県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第37号

長崎県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則

長崎県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（昭和48年長崎県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 特定中小企業団体 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。） <u>第3条第1項第2号イ</u> に規定する特定中小企業団	（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 特定中小企業団体 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。） <u>第2条第1項第2号イ</u> に規定する特定中小企業団

体をいう。

(9) 特定中小事業者 政令第3条第1項第3号に規定する特定中小事業者をいう。

(10) 一般社団法人等 政令第3条第2項第1号に規定する一般社団法人等をいう。

(11) 特定会社 政令第3条第2項第1号に規定する特定会社をいう。

(12) 略

(借入申請)

第25条 略

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

(債務保証)

第31条 借主は、金銭消費貸借契約を締結するに当たり、貸付金について知事が認める金融機関の債務保証を付さなければならない。

2 前項の債務保証の設定に要する一切の費用は、借主の負担とする。

第32条～第34条 略

(違約金)

第35条 知事は、第33条各号に該当する期限前償還の請求理由が生じたときは、その理由の発生日から支払があった日までの日数に応じ、第33条第2号の場合は当該延滞額、同条第1号、第3号及び第4号の場合は、その理由の発生した日における未払元金の全部又は一部の額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

第36条～第38条 略

別表第1 (第3条第2号関係)

事業種類	事業内容	貸付対象者	貸付対象施設
1 経営革新計画承認グループ事業	政令第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち、経営革新のための事業	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第14条第1項の規定により承認を受けた経営革新計画に従って、共同で事業を行う同項に規定する中小企業者等	略

体をいう。

(9) 特定中小事業者 政令第2条第1項第3号に規定する特定中小事業者をいう。

(10) 一般社団法人等 政令第2条第2項第1号に規定する一般社団法人等をいう。

(11) 特定会社 政令第2条第2項第1号に規定する特定会社をいう。

(12) 略

(借入申請)

第25条 略

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 保証人の連帯保証確認書(様式第7号)

(担保及び保証人)

第31条 借主は、知事が認めた担保を提供し、かつ、保証人を立てなければならない。ただし、貸付対象施設の性質上、知事が必要と認める場合は、知事が認める金融機関の債務保証を付すことで担保の提供に代えることができる。

2 前項の保証人は、借主と連帯して債務を負担するものとする。

3 貸付対象施設の土地及び建物にあっては、第1順位の抵当権を設定するものとする。

4 第1項の担保の提供に要する一切の費用は、借主の負担とする。

(損害保険)

第32条 借主は、担保として提供した物件を損害保険に付し、その保険金請求権については、知事に対し、質権を設定しなければならない。

第33条～第35条 略

(違約金)

第36条 知事は、第34条各号に該当する期限前償還の請求理由が生じたときは、その理由の発生日から支払があった日までの日数に応じ、第34条第2号の場合は当該延滞額、同条第1号、第3号及び第4号の場合は、その理由の発生した日における未払元金の全部又は一部の額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

第37条～第39条 略

別表第1 (第3条第2号関係)

事業種類	事業内容	貸付対象者	貸付対象施設
1 経営革新計画承認グループ事業	政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、経営革新のための事業	中小企業の新	略
		たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。)第9条第1項の規定により承認を受けた経営革新計画に従って、共同	

							で事業を行う同項に規定する中小企業者等	
2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	政令第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓に係る事業	中小企業等経営強化法第16条第1項の規定により認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って、共同で事業を行う同項に規定する複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする2以上の中小企業者を含む場合に限る。）	略		2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓に係る事業	中小企業新事業活動促進法第11条第1項の規定により認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って、共同で事業を行う同項に規定する複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする2以上の中小企業者を含む場合に限る。）	略
3 下請振興事業計画承認グループ事業	政令第3条第1項第1号ロに掲げる事業	略	略		3 下請振興事業計画承認グループ事業	政令第2条第1項第1号ロに掲げる事業	略	略
4 総合効率化計画認定グループ事業	政令第3条第1項第1号ハに掲げる事業	略	略		4 総合効率化計画認定グループ事業	政令第2条第1項第1号ハに掲げる事業	略	略
5 施設集約化事業	政令第3条第1項第2号イからニまでに掲げる事業のうち、次に掲げるもの(1)～(4) 略	略	略		5 施設集約化事業	政令第2条第1項第2号イからニまでに掲げる事業のうち、次に掲げるもの(1)～(4) 略	略	略
6 削除					6 削除			
7 共同施設事業	政令第3条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、次に掲げるもの(1)及び(2) 略	略	略		7 共同施設事業	政令第2条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、次に掲げるもの(1)及び(2) 略	略	略
8 削除					8 削除			
9 設備リース事業	政令第3条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの基準に該当する事業であつ	略	略		9 設備リース事業	政令第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの基準に該当する事業であつ	略	略

	て、特定中小企業団体の組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に取り付けで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に取り付けで賃貸するものを除く。）		
10 企業合同事業	政令第3条第1項第2号ハからホまでに掲げる事業のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	略	略
11 集団化事業	政令第3条第1項第3号に掲げる事業	略	略
12 集積区域整備事業	政令第3条第1項第4号に掲げる事業	略	略
13 地域産業創造基盤整備事業	政令第3条第2項第1号に掲げる事業	略	略
14 商店街整備等支援事業	政令第3条第2項第2号に掲げる事業	略	略
15及び16 略			

別表第2（第22条の2関係） 略

備考

- 1 この表1の項から4の項までに掲げる貸付けのうち、次のいずれかに該当するものは、無利子とする。
(1)～(14) 略
(15) 別表第1の1の項又は5の項から11の項までに掲げる事業のうち、中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る貸付け
(16)及び(17)略
- 2 略

	て、特定中小企業団体の組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に取り付けで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に取り付けで賃貸するものを除く。）		
10 企業合同事業	政令第2条第1項第2号ハからホまでに掲げる事業のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	略	略
11 集団化事業	政令第2条第1項第3号に掲げる事業	略	略
12 集積区域整備事業	政令第2条第1項第4号に掲げる事業	略	略
13 地域産業創造基盤整備事業	政令第2条第2項第1号に掲げる事業	略	略
14 商店街整備等支援事業	政令第2条第2項第2号に掲げる事業	略	略
15及び16 略			

別表第2（第22条の2関係） 略

備考

- 1 この表1の項から4の項までに掲げる貸付けのうち、次のいずれかに該当するものは、無利子とする。
(1)～(14) 略
(15) 別表第1の1の項又は5の項から11の項までに掲げる事業のうち、中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る貸付け
(16)及び(17)略
- 2 略

様式第5号中「10 保証人の連帯保証確認書」を「10 誓約書」に改める。

11 誓約書」

様式第7号を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月17日から施行する。

告 示

長崎県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
長崎調剤薬局 宮小路店	キヤマメディカル株式会社 代表取締役 木山 為彦	長崎県大村市宮小路3-1334-6	令和2年4月1日	令和8年3月31日
木引田町歯科	安藤 公章	長崎県平戸市木引田町465	令和2年4月1日	令和8年3月31日
うちだ調剤薬局	有限会社ひろお 代表取締役 内田 直樹	長崎県大村市東本町578	令和2年3月1日	令和8年2月28日
あいず訪問看護ステーション大村	合同会社A-PLUS 代表社員 芦塚 千夏	長崎県大村市富の原二丁目140番3	令和2年3月1日	令和8年2月28日
小嶺整形外科クリニック	医療法人パディメディカル 理事長 小嶺 俊	長崎県南島原市有家町中須川196番地1	令和2年3月1日	令和8年2月28日
平戸市国民健康保険度島診療所	平戸市長	長崎県平戸市度島町1673番地	令和2年4月1日	令和8年3月31日
押淵医院	医療法人社団 壮志会 理事長 押淵 英展	長崎県松浦市御厨町里免37番地の1	令和2年4月1日	令和8年3月31日
そよかぜ薬局 長与店	有限会社ななしま薬局 代表取締役 七嶋 和孝	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷451-2	令和2年4月1日	令和8年3月31日
医療法人 はらだ小児科医院	医療法人 はらだ小児科医院 理事長 原田 豊	長崎県諫早市久山台9番地1	令和2年4月1日	令和8年3月31日
長崎呼吸器リハビリクリニック	医療法人 爽風会 理事長 力富 直人	長崎県諫早市貝津町1694番地	令和2年4月1日	令和8年3月31日

医療法人 見松会 あ きやま病院	医療法人 見松会 理 事長 穂山 明正	長崎県諫早市目代町737番地1	令和2年4月1日	令和8年3月31日
医療法人 田中クリ ニック	医療法人 田中クリ ニック 理事長 田中 公朗	長崎県西海市西彼町喰場郷1324 番地2	令和2年4月1日	令和8年3月31日
三気堂薬局松浦店	有限会社MET 代表 取締役 川端 咲子	長崎県松浦市志佐町浦免字八龍 田1729-5	令和2年4月1日	令和8年3月31日
ながさき・おおば内 科・消化器内科クリ ニック	医療法人一省会 理事 長 長崎 省吾	長崎県大村市皆同町162番地2	令和2年4月1日	令和8年3月31日
イヌオ胃腸科外科医院	医療法人社団博栄会 理事長 犬尾 浩之	長崎県諫早市多良見町化屋716 番地1	令和2年3月1日	令和8年2月28日
医療法人 横尾病院	医療法人 横尾病院 理事長 横尾 秀康	長崎県諫早市川床町395番地2	令和2年3月1日	令和8年2月28日

長崎県告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
うちだ調剤薬局	有限会社 ひろお 代表 取締役 内田 直樹	長崎県大村市東本町578	令和2年2月29日
あいず訪問看護ステーショ ン大村	株式会社あいず 代表取 締役 西 晃一郎	長崎県大村市富の原二丁目140番3	令和2年2月29日
小嶺整形外科クリニック	小嶺 俊	長崎県南島原市有家町中須川196-1	令和2年2月29日
医療法人 横尾病院	医療法人 横尾病院 理 事長 横尾 秀康	長崎県諫早市川床町600番地	令和2年2月29日

長崎県告示第336号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 雇用労働政策課関係						別表（第2条関係） 雇用労働政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略						1～6 略					
7	長崎県緊急雇用維持助成金	中小企業における失業の予防と雇用の安定を図る。	雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の3に規定する雇用調整助成金等の交付の対象となる休業手当	予算の範囲内で知事が別に定める基準による	知事が適当と認める県内中小企業者等						

長崎県告示第337号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

1 区域及び期間

(1) 区域

佐世保市、平戸市、壱岐市、小値賀町の区域内に存する森林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び小値賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）。

(2) 期間

令和2年5月20日から令和2年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

- (5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第338号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

1 区域及び期間

(1) 区域

長崎市、大村市、西海市、川棚町、島原市、雲仙市、南島原市、平戸市、小値賀町、五島市、新上五島町、壱岐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）。

(2) 期間

令和2年5月20日から令和2年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

公 告

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名

生月土地改良区

認可年月日

令和2年4月7日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐々町長から公共測量（GIS測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐々町全域	令和2年3月27日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長から公共測量（用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市 江迎町、北松浦郡 佐々町	令和2年1月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長与町長から公共測量（航空写真撮影・写真地図データ作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西彼杵郡 長与町	令和2年3月27日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局長から公共測量（数値図化）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県雲仙市 吾妻町、瑞穂町、国見町	令和2年3月30日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局

長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
雲仙市 小浜町	令和2年3月25日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局長から公共測量（数値図化）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県 島原市（旧島原市、旧有明町）、南島原市（旧深江町、旧布津町）	令和2年3月27日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐世保市長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年4月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市（市街化区域）	令和2年3月27日

人事委員会公告

長崎県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（公告）

令和2年度長崎県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和2年4月17日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職 務 内 容
行 政	知事部局（本庁及び地方機関）、議会事務局または各種委員会事務局等における一般行政事務
行政（特別枠）	

教育事務	教育委員会事務局、地方機関（県立図書館等）、県立高校（県立中含む）、県立特別支援学校及び市町立小中学校における企画、庶務、経理等の事務
警察事務	警察本部または各警察署における庶務、経理等の事務
水産 農業 畜産 林業 農業土木 土木 建築	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務
社会福祉	知事部局（本庁及び地方機関）における専門的知識を活かした企画、調査、指導、相談等の業務

2 給与

令和2年4月1日現在の初任給月額が182,200円で、このほか住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定される。

3 受験資格

次の(1)又は(2)を満たす者で、その他の各号に該当する者

- (1) 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕
- (2) 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和3年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
- (3) 日本国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (5) 次表の左欄に掲げる試験職種については、右欄に掲げる資格を有する者

試験職種	資 格
社会福祉	社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和3年3月31日までに同資格を取得見込みの者

4 第1次試験

(1) 試験種目

(行政（特別枠）以外)

教養試験及び専門試験（いずれも五肢択一式）

(行政（特別枠）)

基礎能力試験、事務能力試験（いずれも択一式）及びプレゼンテーションシート作成

ただし、プレゼンテーションシートは第2次試験（人物試験）で使用する。

(2) 試験の実施日

令和2年6月28日（日）

(3) 試験地

長崎市、東京都及び大阪府

(4) 第1次試験合格者発表

令和2年7月6日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

5 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（グループワーク及び個別面接）、論文試験又は専門論述試験、適性検査

なお、論文試験又は専門論述試験を実施する試験職種は、次表のとおりとする。

試験種目	試 験 職 種
論 文 試 験	行政、行政（特別枠）、教育事務、警察事務
専門論述試験	水産、農業、畜産、林業、農業土木、土木、建築、社会福祉

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験の合格者に別途通知する。

6 最終合格発表

令和2年8月下旬に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に可否を書面で通知する。

7 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「3 受験資格」における(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和3年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

8 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「大学卒業程度試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県人事委員会事務局に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和2年5月11日（月）から5月29日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、令和2年5月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和2年5月29日（金）24時まで受け付ける。

9 点字及び拡大文字による試験等

(1) 試験職種「行政」、「教育事務」、「警察事務」については、点字による受験ができる。

(2) 試験職種「行政」、「行政（特別枠）」、「教育事務」、「警察事務」については、拡大文字による受験ができる。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

警察官Ⅰ類（男性）採用試験〔第1回〕の実施（公告）

令和2年度警察官Ⅰ類（男性）採用試験〔第1回〕の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和2年4月17日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県、警視庁（東京都）、神奈川県、愛知県及び大阪府にそれぞれ勤務する警察官（巡査）

2 試験職種

一般、サイバー、武道

3 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持等の任務

4 給与

初任給は、各都府県の職員に関する条例、規則等に基づいて支給される。令和2年4月1日現在の長崎県の初任給月額が203,800円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

5 受験資格

試験職種及び都府県ごとの受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	都府県	要件（下記の項目を満たさなければならない。）	
		年齢・性別	学歴
一般	長崎県	平成2年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
	警視庁（東京都）	昭和60年7月14日から平成11年4月1日までに生まれた男性	
	神奈川県	昭和60年4月2日以降に生まれた男性	
	愛知県	昭和62年4月2日以降に生まれた男性	
	大阪府	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性	
サイバー	長崎県	次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす男性	
武道		(1) 平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕 (2) 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）	

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

試験職種ごとの試験種目は、次表のとおりとする。なお、試験職種「武道」の選択試験については、柔道または剣道のいずれかを選択して受験する。

試験職種	試験種目
一般	教養試験（五肢択一式）
サイバー	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（筆記試験）
武道	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（実技試験）

(2) 試験の実施日

令和2年7月12日（日）

(3) 試験地

長崎市

(4) 第1次試験合格者発表

長崎県志望者については、令和2年7月20日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本

部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。他都府県志望者については、合格者に書面でそれぞれ通知される。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

8 最終合格発表

長崎県志望者については、令和2年9月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

他都府県志望者については、受験者に合否を書面でそれぞれ通知される。

9 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「5 受験資格」における試験職種「一般」を受験した「卒業見込みの者」、試験職種「サイバー」「武道」を受験した(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和3年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

10 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警Ⅰ（男性）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県警察本部警務課に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和2年5月11日（月）から5月29日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、令和2年5月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和2年5月29日（金）24時まで受け付ける。

11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）

電話 095-820-1504（直通）

095-820-0110（代表） 内線 2652

長崎県警察官Ⅰ類（女性）採用試験[第1回]の実施（公告）

令和2年度長崎県警察官Ⅰ類（女性）採用試験[第1回]の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和2年4月17日

長崎県人事委員会
委員長 水上 正博

- 1 対象となる職
長崎県に勤務する警察官（巡査）
- 2 試験職種
一般、サイバー、武道
- 3 職務内容
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持等の任務
- 4 給与
令和2年4月1日現在の初任給月額が203,800円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。
- 5 受験資格
受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	要件（下記の項目を満たさなければならない。）	
	年齢・性別	学歴
一般	平成2年4月2日以降に生まれた女性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
サイバー	次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす女性 (1) 平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕	
武道	(2) 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）	

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

- 6 第1次試験
 - (1) 試験種目
試験職種ごとの試験種目は、次表のとおりとする。なお、試験職種「武道」の選択試験については、柔道または剣道のいずれかを選択して受験する。

試験職種	試験種目
一般	教養試験（五肢択一式）
サイバー	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（筆記試験）
武道	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（実技試験）

- (2) 試験の実施日
令和2年7月12日（日）
- (3) 試験地
長崎市
- (4) 第1次試験合格者発表
令和2年7月20日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。
- 7 第2次試験
 - (1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

8 最終合格発表

令和2年9月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

- (1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
- (3) 「5 受験資格」における試験職種「一般」を受験した「卒業見込みの者」、試験職種「サイバー」「武道」を受験した(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和3年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

10 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

- ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。
- イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警I（女性）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。
- ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県警察本部警務課に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和2年5月11日（月）から5月29日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、令和2年5月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和2年5月29日（金）24時まで受け付ける。

11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）
 電話 095-894-3542（直通）
 095-824-1111（代表） 内線 3542

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）
 電話 095-820-1504（直通）
 095-820-0110（代表） 内線 2652

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表（八九五）
二一一一四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺ク
イック
田ク
ブリ
ン
ト
弥

正 誤

令和2年3月31日付け長崎県公報第10910号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
641	27	林政課	”